

公益財団法人核物質管理センター理事長の選任の理由等について

当センターの使命、当該役員（理事長）に求められる経験や知識

当センターは、原子力の平和利用とエネルギーの安定供給の確保に貢献するとともに、日本国における核物質管理の円滑な実施のために、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」という。）に基づく指定機関として重要な役割を担っている。

指定機関としての法人を運営する役員のトップである理事長として、保障措置検査分析等の指定機関業務の適正な執行、組織体のより一層の発展強化、職員の指導育成、国際原子力機関（IAEA）との連絡・調整等を、適確に遂行するための経験や知識が求められる。

選考プロセス

理事長の選考にあたっては、より一層の透明性の確保を図り、また広く人材を求めるべく、令和6年3月5日から5月7日の間公募を行った。公募には4名の方々が応募された。

公募後、役員候補者選考委員会による選考（書類審査及び面接）を経て、役員選任の権限を有する評議員会へ、役員候補者名簿が提出された。

評議員会では、公募への応募者全員の履歴書等応募関係書類及び役員候補者選考委員会での選考結果を含め総合して審議し、当センター理事長の最適任者として坪井裕氏が選任された。

評議員会での選任後、原子炉等規制法（第61条の23の11）に基づき原子力規制委員会の認可を申請し、令和6年6月19日に原子力規制委員会の認可を受けた。

役員候補者選考委員会の委員の構成

評議員2名、外部有識者3名の計5名

選任の理由

坪井裕氏は、行政庁、独立行政法人及び株式会社における勤務を通して、組織運営や人材育成等の豊富な経験があり、また原子炉等規制法に規定する指定機関制度を含む保障措置検査等の分野における深い見識を有しており、当センター理事長として最適任とされた。

以上